

はばたき21

通信

多様な暮らしと法律との関係

くらしの中の身近な法律

PART II

法制度の「へえ」

離婚時の年金分割ってなあに？
夫婦の財産はだれのもの？



続・二宮周平さんにインタビュー

2007.7 No.14

再び

立命館大学法科大学院教授

二宮周平さんに聞く

家族に関する法律は、結婚・離婚・相続などに直面した時、その仕組みに驚いたり、改めて知ることばかりです。

法律を理解するのは、ちょっと難しいことです
が、引き続き身近な問題を、区民の編集委員が伺ってみました。

2006年10月にインタビューした
記事を編集しています。



二宮 周平さん

1951年横浜で生まれ、松山で育つ。'79年大阪大学大学院法学研究科博士課程修了。法学博士。松山商科大学経営学部を経て、1985年立命館大学法学部へ。'04年立命館大学法科大学院教授。専攻は民法（家族法）。これまで事実婚、夫婦別姓、婚外子の平等化、子どもの自己決定、離婚後の親子の交流、戸籍の個人単位化などのテーマを追求してきた。個人の尊厳に基づいた家族法体系の構築が課題。ジェンダー法学会事務局長、日本家族（社会と法）学会理事、日本法社会学会理事、日本学術会議連携会員など就任。

くらしの中の身近な法律 PART2

まずは今、問題になっている少子化についてですが、出生率の低下、少子化に歯止めが掛かっている諸外国では、どのような法律制度がありますか？

【二宮】 いろんな要因があるので一概には言えませんが、出生率の低下に歯止めが掛かっている国は、基本的に女性が働くことをサポートしている国、例えばスウェーデン、ノルウェー、ドイツやフランスなどです。

サポートの具体的な制度として、出産に対する手当や家族手当などの公的給付があり、生活の補てんができる国、育児休業の男性取得率が高い国、育児休業しても、その間、職場あるいは社会保険で一定の給付がある国、女性の家庭と仕事の両立を支える国で出生率の低下は止まっています。

出生率が下がっている国というのは、イタリア、スペイン、韓国、日本などです。性別役割分業の意識が根強く、女性が働くための整備が充分に行き届いていない国ではほとんど下がっているということだと思います。

社会が変化して、今は専業主婦で家庭生活が成り立っている時代

じゃないんですね。女性に就業して働いてもらわないと人材が無くて企業も国も活性化しない。女性が働くことが当然だという時代になってくると、家庭との両立を支援しなければいけない。そこを

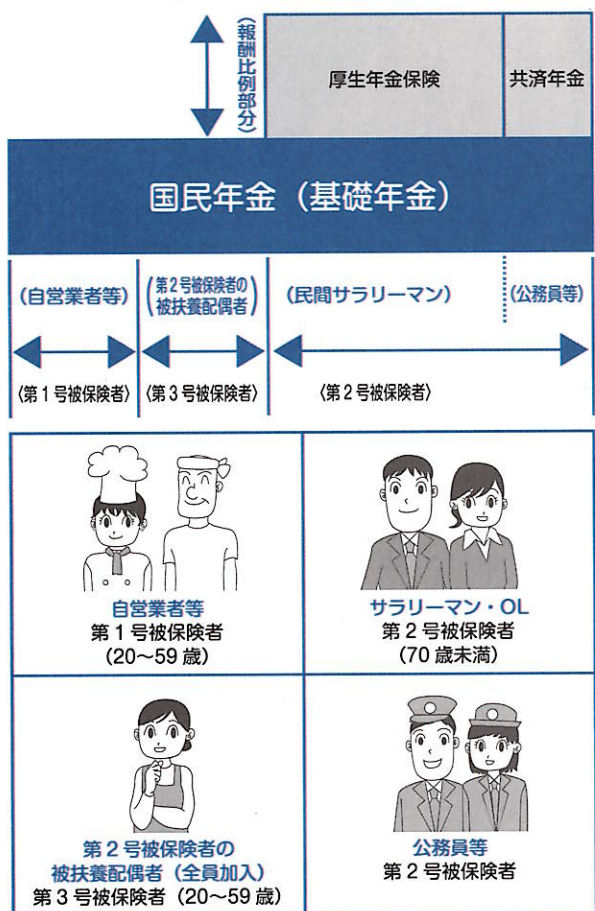
どれだけ本気になってやっているかで変わってきます。
日本国内でも共働きについて自治体が支援しているところでは出生率の低下が止まっている、というデータがありました。

それでは、年金制度について男女の違いはありますか？

【二宮】 年金制度の基本は、国民年金基礎年金で、これは全ての国民が入らなければならない制度です。男女に関わりなく、サラリーマンや公務員、教職員など厚生年

金保険や共済年金加入者は、国民年金基礎年金に報酬比例部分が積み上げられています。（左図参照）

■公的年金制度の体系





この積み上げがあるかないかの違いは、男女の違いではなくて、保険料を納められる仕事に就いていたかどうかの違いです。ただし世の中の多くは「男が仕事、女は家庭」ということで、女性は家庭に入る割合が圧倒的に高く、保険料を納める職につくことはむずかしいので、結果として年金受給時に国民年金基礎年金しかないということになります。女性がパートで働いていて年収130万円未満の場合、もしくは専業主婦の場合、積み上げ（報酬比例部分）がありません。

例えば夫がサラリーマンで妻が専業主婦の場合、離婚しなければ夫の年金と妻の年金を合わせて、

婚姻期間中の夫の報酬比例部分を夫婦で分けるという考えかたです。だから婚姻期間が長いほど、分割される報酬比例部分が大きくなります。

この「婚姻期間中に蓄えた保険料は夫婦の合意で分ける事ができる」という、離婚時の年金分割制度が、2007年4月1日から始まりました。2008年4月1日からは、年収が130万円未満の妻の場合、自動的に1/2に分けるという制度になります。その点では、専業主婦の方も不安感を少し解消できるといえます。

世帯として生活は成り立っていきます。ところが離婚をした場合、妻は家庭生活をして夫を支えてきたにも関わらず、報酬比例部分がないのです。夫が毎月保険料を納めることができたのは妻の協力があつたからです。なのに離婚すると、自分の国民年金しかないことになり、老後保障の格差が生じました。

そういうことがあつて、女性の老後保障を底上げするために、離婚した時に年金を分割したらどうかという提案が出てきたわけです。ただここでのいう年金分割というのは、夫の年金全てを半分に分けるという意味ではないんですね。

高齢者の介護について今後の家族と社会の役割はどうあるべきでしょうか。

【二宮】 高齢者の介護は、介護保険制度が導入されるまでは、家族で担うことが多かったですね。日本の民法には「扶養」という規定があり、直系血族及び兄弟姉妹は互いに扶養する義務を負います（民法第877条）。「扶養」という概念は何かというと、経済的な援助です。だから身の回りの世話をすることは含まれていません。

もし介護を強制するとしたら、忙しいのに面倒なんかみていられないということ、高齢者への虐待が起こるかも知れないし、世話をしている人が共倒れで病気になるってしまうかもしれません。だから、民法は現実の介護を強制しないのです。

戦前は、親を引き取って世話をしよう命ぜられることがありました。それが人間にとって幸せと言えるかどうか、疑問があるというところで戦後の民法はそれを廃止しました。

例えば地方に住む父親が病気で倒れたとき、自分でヘルパーを



雇ってお金を払っていたとします。そのお金を父親が払えなくなったときに、初めて扶養義務が強制され、子どもたちがそのヘルパー代を払うわけです。これが民法でいう「経済的な援助」です。

でも父や母が倒れた時には、経済的な援助をするよりも引き取った方が節約できる、あるいは世間の意識として、子ども、特に長男が引き取るべきだと思われるのと、結局子どもが親を引き取ってしまう。親の方もそうすべきだと思ってしまう。この場合、親を引き取って面倒を見ている人と、見ていない人の格差は大きすぎます。民法では掛かった費用を、他の扶養義務者に**求償請求**をして負担してもらうぐらいのことしか出来ないのです。結果として共倒れ、あるいは女性の場合、仕事を辞めて介護につく。夫の方も妻が疲れているから、会社の仕事と介護でヘトヘトになる。さらには、

老老介護の問題も生じます。そこで平成12年度から公的介護

保険制度が導入されました。保険料を納めて、その保険料で介護をまかなっていく、つまり介護が社会化されたわけです。例えばそれによってヘルパーを利用したり、高齢者の施設や**ケアハウス**を作って介護をする、ということができるようになりました。

しかし、介護保険制度が出来たからといって、家族は介護を全然しなくていいのかというと、そんなことはないですね。やっぱり社会と家族との協力で介護はしていかないといけないでしょう。施設に預けっぱなしで子ども達は訪れもしない、費用も負担しない、それはやっぱりおかしい。家族と社会との協力関係で高齢者を支えていく必要があると思います。

*求償請求・・・他人の義務を肩代わりした人がその費用を請求すること。
*老老介護・・・高齢者が高齢者を介護すること。多くの場合、自分自身高齢化した子が、より高齢化した親を介護すること。

*ケアハウス・・・介護付きの有料老人ホーム、少人数のグループで介護を受けながら居住するグループ・ホームなど。特に認知症の人のケアに効果がある。

夫婦の相続権や財産権についての法律はどのようなものになっていますか？



【二宮】相続については配偶者相続権があり、相続人が配偶者と子どもの場合、1/2です。再婚して翌日に夫が亡くなっても1/2もらえます。

例えば高齢者で離婚あるいは死別で妻を亡くし、老後一人は寂しいからと熟年再婚した男性がいたとします。再婚した翌日に心筋梗塞で亡くなったとして莫大な遺産の1/2はその妻に払われます。たった一日でもね。(笑)

だから、資産家で高齢になればなるほど、子ども達が再婚に反対するという事態になります。資産家で高齢者の場合、内縁、事実婚が増えているんですね。

ただし相続は積極財産だけでなく借金も1/2相続しますから、結婚する時はよく考えないといけないですね。消費者ローンとか、自己破産しているとか、ちゃんとチェックしないと。

ただ日本は婚姻中の財産関係については*夫婦別産制という考え

方を採っています。「夫のものは夫のもの」「妻のものは妻のもの」という割り切った制度です。

ところがこの制度では、夫が稼いできた給与は法的に全部夫のものになってしまいます。夫が稼いだ給与で買った不動産、家屋、預金、全て夫のものになります。実際は、夫が長時間残業したり、転勤できたりしたのは、妻が支えてくれ子育てや夫の親の面倒を見てくれたからだとしても、妻には何の権利もありません。

これは平等に反するというので、離婚の時には、名義の如何に関わらず、婚姻中に作られた財産については、財産分与の対象になるという判例が積み重ねられてきました。90年代以降は男女平等という理念の下に財産分与は1/2が原則になっています。ですから婚姻中は夫又は妻名義であっても、離婚時には夫婦で半分にするという運用がなされています。

「安心だ」と思われますか？こ

れには盲点があります。妻が住んでいる家であっても、夫名義の家であれば、婚姻中は夫のもので、夫は家を売ることができません。売ってそのお金をわからないように使ってしまうと、離婚の時にはお金はありません。夫婦別産制のもとでは財産分与で妻の権利を守ることには限界があるので、婚姻中は夫の財産に対して妻は何の権利もないんですね。

例えば、住居の処分については、配偶者の同意を必要とするなどの改正をしない限りは、今言った不合理はいつまで経っても無くなりません。だから離婚の時に1/2確保しようと思ったら、常に夫の財産チェックをして、例えば夫が浪費をしないようにコントロールしなければいけないですね。

また財産分与の時に問題になるのは、例えば、夫が家出したりとか、妻の方でDVに耐えられなくて家出をして2、3年別居していると、別居中に財産が処分されたりして分からなくなることです。財産分与の時に財産はありません、みたいなことを言われてしまうと証明のしようがありません。

*夫婦別産制・・・婚姻中に自己の名で得た財産はその人の固有の財産とする制度。

女性が受けられる税法上の寡婦控除とはどういうものですか？

【二宮】寡婦控除は、死別、離別の母子世帯の多くは生活難がありますので、これについて所得税から一定金額を引いて減税をしようというものです。保育所などの保育料も、所得税が基準になっていますので、寡婦控除があることによって、保育料もそれに連動して下がる、という効果があります。

しかし同じ母子世帯であっても、非婚母子世帯には適用がありません。離別と死別にしかないのです。つまり、女性は必ず結婚しなさい、と言っているのと同じですね。「結婚しないで子どもを産んだら大変だよ。こういう減税も無い。減税が無いから保育料も高くなる。こうした不利益を受けても、それは覚悟の上でしょう」と言われてしまう。これはおかしいのではないか、生活の実質が同じなのだから、平等に扱うべきだという意見の人もいます。

人の絆の豊かさへ向けて

1980年代後半以降、女性の雇用労働者化が進み、パートの比率が高いという限定はつくものの、共稼ぎ世帯が当たり前となりました。離婚の増加、婚姻年齢の上昇、高齢者の増加から、単身者、ひとり親世帯や高齢の夫婦だけの世帯が増え、夫婦と子という標準的モデルは、世帯全体の29.9%にまで下がりました(2004年国勢調査)。

これまで家族はさまざまな役割・機能を果たしてきましたが、今日では、学校教育や社会保障の展開、家事・育児・介護のサービス化などによって、家族は人格的な結びつき、情愛の関係に純化されつつあります。他方、家族の中の情愛は、子ども、病者、高齢者などの世話をすることにつながります。

これまでの社会は、この世話を女性に強制してきました。そのことが女性の生き方を狭め、仕事と家庭の両立というジレンマに追い込み、男性もまた「稼ぎ手」であることを強制され、両立などを考えることは、職場にあるまじきこととされてきました。

このような女役割、男役割から人を解放するのが、男女共同参画社会基本法であり、基本計画なのです。

家族の固定的な役割がなくなり、情愛の関係になることは、家族の見方を変えます。それは、家族を夫・妻・子から成る団体ではなく、夫と妻、親と子、親族相互という個人と個人の関係として捉えることです。家族は家族のためにあるのではなく、家族を構成する個々のメンバーの幸福追求の場であり、自己実現を支援する場なのです。メンバー相互で、生活の経験や生きていく上での知恵、情報を伝え、共有化し、最終的には自分で選び取っていく関係として、家族を捉えることなのです。

人は、家族、地域、職域などを通じて、いろいろな人とさまざまな関係を持ちながら生きていきます。家族はこうした多様な人間関係の一つであり、家族の親密さは大切である一方で、他者に開かれていく必要があります。格差が広がり、競争が激化する社会だからこそ、地域、職域なども含めた人の絆の豊かさを築いていくことが、求められているように思います。(2007.6 二宮周平)

編集委員より

二期4年間、区民公募「はばたき21通信」編集委員として、大きな貢献をされた藤本さんは、今年一月に急逝されました。前号から続いたこの特集も、藤本さんなくしては実現できなかったものです。謹んでご冥福をお祈りすると共に、藤本さんの「男女ではなく、ひとりの人としての多様な生き方」を尊重するあり方を「はばたき21通信」の紙面にも活かしたいと思っています。



—お知らせ—

2007

男女平等推進フォーラム開催

■と き 9/29(土)～9/30(日) ■ところ 生涯学習センター4階ほか



講演

講師 **落合恵子さん** (作家)

と き 9月30(日) 午後2時から
ところ 生涯学習センター2階
ミレニアムホール

男女平等推進団体 ワークショップ・作品展示

大人も子どもも楽しめるワーク
ショップ(29、30日)を多数実施。
日頃の団体活動の成果をご覧いた
だけます。

コミュニティ・カフェってなに？

コミュニティ・カフェは、コーヒーを飲みながら、交流や情報交換をしていただく場です。

お気軽にご参加ください。(予約不要・参加費無料)

開催日時: 8/18 9/15 10/20 11/10 12/15 1/19 2/16 3/15
いずれも土曜日の午後2時～4時

場 所: はばたき21 台東区立男女平等推進プラザ 調理コーナー

はばたき21 相談室

ひとりで悩まないで相談ください。(相談無料・秘密厳守・1回50分)

面接相談

女性弁護士による法律相談

離婚や親権、相続などの法律相談
に女性弁護士が応じます。
対象は女性です。

第2水曜日 午後 1時～午後4時
第3木曜日 午前10時～午後1時
第4火曜日 午後 4時～午後7時

日程が変更されることもありますので電話でご確
認下さい。

面接相談 電話相談

こころと生きかたなんでも相談
自分の生き方や人間関係、家族や子育ての
こと、また配偶者等から暴力を受けてい
ることなどの相談に女性カウンセラーが応
じます。

火曜・土曜 午前10時～午後4時
水曜・木曜 午後 5時～午後9時

面接相談(火曜・土曜)を受ける方では小さな
お子さんがいる方のために、無料保育が利用でき
ます。予約時にあわせてお申し込み下さい。

最初に予約の電話を
してください。

相談予約電話
03(5246)5819

* 法律相談の予約受付は当該月の1日
(休館日にあたる場合その翌日) からです。



交通機関 ●JR山手線・京浜東北線「鶯谷駅」南口 徒歩約15分 ●つくばエクスプレス「浅草駅」A2出口 徒歩約5分
●地下鉄 日比谷線「入谷駅」1番出口 徒歩約8分
銀座線「田原町」徒歩約12分
●めぐりん「生涯学習センター南」・「生涯学習センター北」 共に 徒歩約3分

「はばたき21」台東区立男女平等推進プラザ

編集・発行 台東区総務部人権・協働課 男女平等推進プラザ
〒111-8621 東京都台東区西浅草 3-25-16 生涯学習センター4階
TEL 03-5246-5816 FAX 03-5246-5814

開館時間 午前9時～午後10時
休館日 第1、第3、第5月曜日(祝日にあたる場合は翌日)・年末年始
E-mail habataki21@taitocity.net
URL http://www.taitocity.net/habataki21
編集委員 榎本・佐々木・須賀・千葉・藤本
イラスト 佐々木恵美

「はばたき
21通信」14号

は公募の区民が
企画編集しています。
皆様のご意見、
ご感想をぜひ
お寄せ下さい。